

お知らせ information

1 案内

国民健康保険から
限度額適用認定証などの
更新について

平成27年1月から70歳未
満の方の高額療養費の自己
負担限度額の所得区分が細

■平成26年12月まで

| 所得区分 | 総所得金額など | 適用区分 |
|-------|---------|------|
| 上位所得者 | 600万円超 | A |
| 一般所得者 | 600万円以下 | B |
| 低所得者 | 住民税非課税 | C |



■平成27年1月から

| 所得区分 | 総所得金額など | 適用区分 |
|-------|--------------------|------|
| 上位所得者 | 901万円超 | ア |
| | 600万円超～ 901万円以下 | イ |
| 一般所得者 | 210万円超～ 600万円以下 | ウ |
| | 210万円以下 | エ |
| 低所得者 | 住民税非課税 | オ |

分化されることに伴い「限
度額適用認定証」および「限
度額適用・標準負担額減額
認定証」の適用区分が左表
のとおり変更になります。

平成26年8月1日以降に
認定証の交付を受けた方
は、再度申請する必要はあ
りません。12月中に新しい
認定証を郵送しますので、
古い適用区分が記載された
認定証は、平成27年1月1
日以降に町民生活課へ返却
してください。

なお今後入院などにより
新たに認定証が必要となる
方は、町民生活課で申請の
上、交付を受けてください。

町民生活課
7216933

個人事業者の平成26年分
消費税確定申告に関する
お知らせ

平成26年4月1日から消
費税(地方消費税含む)の税
率は8%になっています。

平成26年分(平成26年4
月1日を含む課税期間)の
消費税および地方消費税の
確定申告書を作成するため
には、帳簿などにおいて課
税取引を適用税率ごとに区
分して集計する必要があります。

【注意してください】

(1)課税取引に対する適用税
率は①平成26年3月31日
以前は5%②平成26年4
月1日以後は8%ですが、
平成26年4月1日以後に
行われる取引であっても、
経過措置により5%が適
用される場合があります。
(2)帳簿などでは、非課税取
引についても区分する必
要があります。

(3)簡易課税制度が適用され
る事業者は、課税売上高
から納付する消費税額を
計算できるため、課税仕
入れ(仕入・必要経費な
ど)について適用税率ご
とに区分する必要はあり
ません。

なお消費税率の引き上げ
を含む消費税法の改正内容
については、国税庁ウェブ
サイトのトップックス内「消
費税法改正のお知らせ(社
会保障と税の一体改革関
係)」をご覧ください。

●国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

●郡山税務署
024193212041

福島地方方法務局から
田村市役所で登記事項証
明書などの交付が受けら
れます

福島地方方法務局では、田
村市役所(新庁舎1階)に登
記事項証明書等発行請求
機を設置し、平成27年1
月5日から「法務局田村証

明サービスセンター」とし
て証明書発行業務の運用を
開始することとしましたの
で、ぜひご利用ください。

◆設置場所

田村市役所(新庁舎1階)
「福島地方方法務局田村証明
サービスセンター」

◆受付時間

平日(祝日を除く月曜日
から金曜日まで)の午前9
時から正午まで

◆取り扱い業務

(1)全国の土地・建物および
会社・法人の登記事項証
明書

(2)全国の会社・法人の代表

者事項証明書

(3)会社・法人の印鑑証明書

(印鑑証明書の請求には、

印鑑カードが必要となり
ます。また請求する際に
代表者の生年月日の入力
が必要です)

(4)動産譲渡登記および債権

譲渡登記の概要記録事項
証明書

※コンピュータ化されてい
る不動産および会社など
に限られます。